

法務局での登記相談をご利用の皆様へ

青森地方法務局では、お客様を長時間お待たせすることのないよう登記相談を予約制により行っております。

ご利用の際には、**事前に予約**をしてお越しく下さい。

〔本局登記部門，八戸支局〕

月曜～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～正午，午後1時～午後4時30分

〔むつ支局，五所川原支局及び十和田支局〕

月曜～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～午前11時30分，午後2時～午後4時30分

〔弘前支局〕

月曜～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前8時40分～正午，午後1時～午後4時

相談予約は

★ **電話の場合** 「登記相談予約」の旨お伝えください。

本局登記部門 017-776-9041

むつ支局 0175-23-3202

五所川原支局 0173-34-2330

弘前支局 0172-26-1150

八戸支局 0178-24-3346

十和田支局 0176-23-2424

★ **来庁の場合** 窓口担当者へ直接申し込んでください。

- ・相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- ・電話・ファックス・メールなどによる相談や予約されていないお客様は、原則としてお受けできませんので、ご了承願います。

- ・予約時間に間に合うように登記窓口までお越しく下さい。
キャンセル又は予約時間に遅れる場合には、電話連絡をお願いいたします。なお、予約時間から10分以上遅れた場合は、キャンセルされたものとして対応させていただきます。この場合、再度、別の日時での予約をしていただく必要があります。

- ・登記申請の相談は、申請人ご本人又はその親族（会社等の場合は、代表者又はその社員）が登記申請手続をされる場合に限りお受けします。

- ・登記相談は、お客様が作成された登記申請書等の内容を審査するものではありません。また、担当者が登記申請書等を作成することはできません。

登記の申請を検討されている方へ

登記の申請は，司法書士などの資格者代理人に委任するか，又は申請人ご自身で行うことができます。

申請人ご自身で行う場合，その種類によっては，多くの証明書等を必要とするもの，測量の技術を必要とするものなどがあり，相当の労力と時間を要する場合があります。その場合，登記の専門家である司法書士や土地家屋調査士に申請手続を委任することができます。

ご自身で申請される方は， 次の注意事項を必ずお読みください

- 1 登記の申請をご自身でされる場合は，登記申請書を作成の上，必要な添付情報とともに管轄する法務局（登記所）に提出してください。

登記の申請書の作成方法等が分からない場合は，お近くの法務局（登記所）で相談することができますが，登記申請書はご自身で作成していただくこととなります。なお，登記相談は予約制としておりますので，事前に電話等で相談日時を予約してください。

- 2 相談される際は，事前に登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書（要約書）を取得してください。なお，地図に関する相談の場合は，地図の写しも併せて取得してください。また，次の書類も準備された上でお越しいただくと，より具体的に相談に応じることができますので，ご協力願います。

- ・不動産（土地・建物）・・・登記済証（権利証）
- ・商業・法人（会社等）・・・定款・寄付行為等

なお，青森県内における商業・法人登記申請については，青森地方法務局（本局）のみ取り扱っておりますので，ご注意ください。

- 3 不動産登記，会社・法人登記に関する法律的判断を伴う相談は，お受けしていません。
- 4 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり，代理人として登記申請をする行為は，法律に違反する場合がありますので，ご注意ください。